

教職課程認定基準

平成 13 年 7 月 19 日
教員養成部会決定一部改正 平成 16 年 6 月 23 日
一部改正 平成 18 年 7 月 31 日
全部改正 平成 19 年 5 月 10 日
一部改正 平成 20 年 6 月 10 日
一部改正 平成 20 年 12 月 24 日
一部改正 平成 21 年 5 月 18 日
一部改正 平成 26 年 11 月 7 日
一部改正 平成 27 年 11 月 24 日
一部改正 平成 29 年 11 月 17 日**1 総則**

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。
- (2) この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。
- (3) 大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。
- (4) 初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第2条に規定する課程認定委員会（以下、「委員会」という。）は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

2 教育上の基本組織

- (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。
- (2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第59条第1項、専門職短期大学設置基準第55条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。
- (3) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。
学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。
- (4) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教員組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。
- (5) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を

受けることができない。

- (6) 栄養教諭の教職課程の認定を受けようとする学科等は、一種免許状の場合は栄養士法第5条の3第4号における管理栄養士養成施設として指定を、二種免許状の場合は栄養士法第2条第1項における栄養士の養成施設として指定を受けていなければならない。

3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）

- (1) 大学（短期大学の専攻科を除く）は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。

この場合において、共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

なお、短期大学の専攻科は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）及び特別支援教育に関する科目を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。

- (2) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。
- (3) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。
- (4) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3(5)i)(※2)(※3)、4-4(5)i)(※2)(※3)、4-8(4)、4-9(4)の場合を除く。
- (5) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。
- (6) 以下に掲げる科目のそれぞれの専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。
- ① 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項」という。）
 - ② 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項」という。）
 - ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
 - ④ 特別支援教育に関する科目
 - ⑤ 養護に関する科目

(7) 専任教員は、3 (6) の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。

短期大学の専攻科における必要専任教員数は、短期大学の学科等の専任教員とは別に、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。

4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）

2 (4) より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

(1) 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表備考第1号に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5領域、二種免許状の課程認定を受ける場合は4領域以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。

また、領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を領域及び保育内容の指導法に関する科目に開設することができる。

(2) 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。以下「教育課程の意義及び編成の方法」という。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

「領域に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」
幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて1人以上 合計3人以上	・教育の基礎的理解に関する科目において1人以上 ・「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上 合計3人以上

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「領域に関する専門的事項」並びに「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(※2) 「複合領域」を担当する専任教員を、「領域に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。

(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

(※4) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「小学校全教科」という。）の各教科ごとに

開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

- (2) 「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
- (3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。
- (4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

「教科に関する専門的事項」	「各教科の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」
小学校全教科のうち、5教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上 合計5人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の基礎的理解に関する科目において1人以上 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上 ・「各教科の指導法」において1人以上 合計3人以上

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する専門的事項」並びに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(※2) 「複合科目」を担当する専任教員を、「教科に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。

(※3) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

(※4) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

- (1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては10単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目（「 」内の事項）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

- (2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共同開設科目を含む。）をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

- (3) 「各教科の指導法」は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては8単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、中学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
- (4) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第4条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。
- (5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。
ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
技術	4人以上
家庭	4人以上
職業	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

- (※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。
- (※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。
- (※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。
- (※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数
800人以下	2人以上
801人～1,200人以下	3人以上
1,201人～	4人以上

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分を除く。）において1人以上
- ・ 「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学

習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。)及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)において1人以上

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(1)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条第1項表備考第4号により1以上又は2以上にわたって修得するものとされる教科に関する専門的事項に関する科目(「 」内の事項)については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(2)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3)「各教科の指導法」は、4単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法」に関する科目は、高等学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(4)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 「教科に関する専門的事項」

免許教科	必要専任教員数
国語	3人以上
地理歴史	3人以上
公民	3人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
音楽	3人以上
美術	3人以上
工芸	3人以上
書道	3人以上
保健体育	3人以上
保健	3人以上
看護	4人以上
家庭	4人以上
情報	4人以上
農業	4人以上
工業	4人以上
商業	4人以上

水産	4人以上
福祉	4人以上
商船	4人以上
職業指導	2人以上
英語	3人以上
宗教	3人以上

- (※1) 英語以外の外国語の必要専任教員数は、英語の場合と同様に、3人以上とする。
- (※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。
- (※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。
- (※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。

(6) 認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」は、施行規則第5条第1項表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

- (1) 特別支援教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第7条第1項表に規定する科目（特別支援教育の基礎理論に関する科目など）ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けられるように開設されなければならない。
- (2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならない。当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。
- (3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（当該領域には、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含む。）については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。
- (4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

免許状に定められることとなる 特別支援教育領域		視覚障害者に関する教育	聴覚障害者に関する教育	知的障害者に関する教育	肢体不自由者に関する教育	病弱者に関する教育
		特別支援教育に関する科目				
特別支援教育の基礎理論に関する科目		1人以上				
特別支援教育領域	心身に障害ある 幼児、児童又は	1人以上	1人以上	1人以上		

に関する 科目	生徒の心理、生理及び病理に関する科目			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1人以上	1人以上	1人以上

4-6 養護教諭の教職課程の場合

(1) 養護に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第9条表備考第1号に規定する科目ごとに開設されなければならない。

なお、施行規則第9条表備考第1号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第9条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 養護に関する科目

養護に関する科目の必要専任教員数は3人以上とする。なお、養護に関する科目のうち看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）には、専任教員を1人以上置かなければならない。

ii) 「教育の基礎的理解に関する科目等」

4-3(5) ii) に定めるとおりとする。

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

(1) 栄養に係る教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第10条表備考第1号に規定する事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まれなければならない。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第10条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、4-3(5) ii) に定めるとおりとする。

4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
- ② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
- ③ 中学校（社会）と高等学校（公民）
- ④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
- ⑤ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
- ⑥ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
- ⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
- ⑧ 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）
- ⑨ 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭
- ⑩ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）
- ⑪ 中学校（技術）と高等学校（工業）
- ⑫ 高等学校（看護）と養護教諭

(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 教育の基礎的理解に関する科目
- ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分

ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の総合的な学習の時間に係る部分に限る。）
- ② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）
- ③ 生徒指導の理論及び方法

iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iv) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」という。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

v) 教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。）及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

vi) 教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

vii) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

- ① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法
- ② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法
- ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法
- ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法
- ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法
- ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法

(3) 「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-8(2)vii) に準じて取り扱うものとする。

(4) 教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学の同一学科等において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合、「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要専任教員数は、以下のとおりとする。

区 分	「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
幼稚園教諭の教職課程	4-1(3)の場合と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の基礎的理解に関する科目において1人以上 ・「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上 合計2人以上
小学校教諭の教職課程	小学校全教科のうち、4教科以上それぞれにおいて1人以上 合計4人以上	4-2(4)の場合と同じ

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(※2) 「複合領域」又は「複合科目」を担当する専任教員を、「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。

(※3) 幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の1つ以上の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」は、4-3(2)及び4-4(2)の場合には、複数の教職課程に

共通に開設することができる。

(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

i) 以下に掲げる科目については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 教育の基礎的理解に関する科目

② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法及び進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分を除く。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容のうち道徳に係る部分を除く。）

ii) 以下に掲げる科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」

② 教育実践に関する科目（教育実習に含めることとする学校体験活動を含む。）

iii) 「道徳の理論及び指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容のうち道徳に係る部分に限る。）については、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iv) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法

② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法

③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法

④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法

⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法

⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法

(3) 「複合科目」

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-9(2)iv) に準じて取り扱うものとする。

(4) 「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）

2(4)より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定

員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-2 小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-3 中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3(5) i) に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(5) ii) ※は適用しない。

5-4 高等学校教諭の教職課程の場合

高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4(5) i) に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(5) ii) ※は適用しない。

5-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに3人以上（ただし、知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域の場合は、これらの領域全体として3人以上）の専任教員を置かなければならない。

大学の同一の学科等において、複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る専任教員を、それぞれの専任教員として取り扱うことができる。

5-6 養護教諭の教職課程の場合

養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、養護に関する科目のみの授業科目を開設する場合、又は、養護に関する科目及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(5) ii) ※は適用しない。

5-7 栄養教諭の教職課程の場合

施行規則第10条表備考第2号に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規

則（昭和41年<sup>文部省
厚生省</sup>令第2号）」に開設する授業科目は、栄養に係る教育に関する科目と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3(5)ii)に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3(5)ii)※は適用しない。

5-8 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例

- (1) 大学院等の1つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-9(1)を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については4-9(2)を準用する。
- (2) 大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。
 - ① 「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目
 - (イ) 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、4-8(1)i)及びii)を準用する。
 - (ロ) 養護に関する科目は、4-8(1)ii)を準用する。
 - ② 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、4-8(2)を準用する。
- (3) 「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。
- (4) 大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあっては教員養成を主たる目的とする学科等）の専任教員として取り扱うことができる。
- (5) 大学のみ学科等の編成とは異なる教育研究分野を有する場合、又は、大学院等の研究科専攻等の教育研究分野が大学のみ学科等のそれよりも広い場合は、認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等の専任教員でなければならない。
- (6) 認定を受けようとする課程を有する大学院等の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみ学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類が同一の学科等の教職課程を有する学科等の専任教員については、当該学科等の専任教員でなければならない。

6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

- (1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。
ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 特別支援教育特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る特別支援教育に関する科目の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、特別支援教育特別課程の入学定

員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

ただし、特別支援教育特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例

昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

- ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）
- ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目
- ⑥ 栄養に係る教育に関する科目

8 通信教育の課程への特例

(1) 通信教育の課程において、教育課程及び教員組織については、通学教育の課程に準ずる。

(2) 大学の学科等が有する教職課程（通学教育の課程）と通信教育の課程が同一である場合、通信教育の課程の専任教員については、通学教育の課程の専任教員をもってあてることができる。

9 その他の特例

複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合で、かつ、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合に限り、他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。

10 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

11 教育実習等

(1) 教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含めるものとする学校体験活動（以下「教育実習等」という。）については、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならない。

この場合において、学校体験活動及び栄養教育実習を除いては、以下の表に定める各区分に応じて定める必要学級数等を満たさなければならない。

区分	必要学級数等
初等教育教員養成の場合	入学定員5人に1学級の割合
中等教育教員養成の場合	入学定員10人に1学級の割合
特別支援学校教員養成の場合	入学定員5人に1学級の割合
養護教諭養成の場合	入学定員5人に1校の割合

- (2) 実習校については、当該学校の承諾を得ていなければならない（都道府県市によって特別の事情がある場合には、当該教育委員会の実習受入れ証明をもって代えることができる）。
なお、栄養教育実習については、都道府県市の教育委員会の実習受入れ証明を得ることを原則とする。
- (3) 通信教育の課程における教育実習等は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。
- (4) 教育実習等の実施計画が周到であり、十分な教職指導体制が整備されていなければならない。

1.2 その他

- (1) 本基準は、平成 31 年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。
- (2) 施行規則附則第 7 項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の「教科に関する専門的事項」による場合の当該「教科に関する専門的事項」に係る教育課程及び教員組織については、平成 30 年度までの教職課程認定基準（平成 27 年 11 月 24 日一部改正）に規定する教科に関する科目の基準によるものとする。
- (3) 本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、教員養成部会又は委員会が定める。

教職課程認定審査の確認事項

	〔平成13年7月19日〕 課程認定委員会決定
一部改正	平成16年6月15日改正
一部改正	平成18年4月25日改正
一部改正	平成20年5月23日改正
一部改正	平成20年12月3日改正
一部改正	平成27年10月30日改正
一部改正	平成29年11月17日改正

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）（以下「基準」という。）1（4）に定める教職課程認定審査における確認事項については、以下のとおりとする。

1 教育上の基本組織関係

- (1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学及び大学院の教職特別課程並びに特別支援教育特別課程を含む。以下「大学」という。）の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書きに規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）の統合、分離等その組織を変更する場合において、学科等の設置若しくは廃止又は学科等の分離と解されるときは、その教育課程、履修方法、教員組織等について、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程であることを確認するため、新たに課程認定を行うものとする。
- ただし、以下の場合は、新たに課程認定を行うことを要しない。
- ① 学科等の名称若しくは入学定員を変更する場合
 - ② 学科等を有する大学の名称、設置者若しくは位置を変更する場合
 - ③ 学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置を行う場合であって、当該学科に置かれる教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、基準を満たしている場合
- (2) 既に認定を受けている学科等において、新たに他の免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状にあっては免許教科の種類を、特別支援学校の教諭の免許状にあっては特別支援領域の種類を含む。以下同じ。）に係る認定を受けようとする場合は、既に認定を受けている免許状の種類に係る教職課程については、新たに認定を受けようとする免許状の種類に係る教職課程との間に教育課程及び教員組織に重複がない旨の大学長等の誓約書を求めることとし、再度の審査・認定は行わないものとする。ただし、免許状の種類の違いが二種、一種、専修免許状の違いのみである場合、別表に定める場合には、誓約書の提出は要しない。
- (3) 既に認定を受けた教職課程に、内容の全く同一の昼夜開講制コースを設けた場合においては、改めて課程認定を行わなくても差し支えないものとする。
- (4) 基準2（5）に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」については、以下の観点から審査を行うこととする。
- ① 学科等の名称及び設置理念、学位及び学位の分野（短期大学においては学科の属する分野）

- ② 学科等の教育課程全体における教員養成に関する科目の占める割合
- ③ 卒業要件等における免許状取得や免許状取得に係る科目履修の位置付け
- ④ その他課程認定委員会において必要とされる事項

2 教育課程関係

- (1) 教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）第4条第1項表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。
- (2) 領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分、教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目は、教員養成を主たる目的としない学科等においても、内容に応じ、当該学科等の卒業の要件に係る科目として開設されているものを充てても差し支えないものとする。
- (3) 授業科目の名称は、施行規則に定める科目又は各科目に含めることが必要な事項の内容を適切に表現した名称とすることとし、授業内容を直ちに確認することが困難な名称を用いているものについては、シラバスを精査し、当該科目が適当であると課程認定委員会が判断した場合に認めることができるものとする。
- (4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない。
- (5) 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のもの）の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。
 - ① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成すること
 - ② 実習校と大学が連携して実施体制やプログラム等を構築すること
 - ③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、学生は実習校の指示の下に活動を行うこと
- (6) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。
 - ① 教職課程コアカリキュラム
（平成29年11月17日 「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」決定）
 - ② 外国語（英語）コアカリキュラム
（文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書）

3 教員組織関係

- (1) 基準 3 (4) に規定する「専任教員」とは、原則として、当該学科等に所属し、以下の事項を満たす職に従事する者とする。
- ① 当該学科等の教職課程の授業を担当
 - ② 当該学科等の教職課程の編成に参画
 - ③ 当該学科等の学生の教職指導を担当
- (2) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

別表

認定を受けようとする課程	既に認定を受けている課程
幼稚園教諭免許課程	小学校教諭免許課程
小学校教諭免許課程	幼稚園教諭免許課程
中学校教諭免許課程（国語）	高等学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
中学校教諭免許課程（社会）	高等学校教諭免許課程（地理歴史） 高等学校教諭免許課程（公民） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
中学校教諭免許課程（数学）	高等学校教諭免許課程（数学）
中学校教諭免許課程（理科）	高等学校教諭免許課程（理科）
中学校教諭免許課程（音楽）	高等学校教諭免許課程（音楽）
中学校教諭免許課程（美術）	高等学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
中学校教諭免許課程（保健体育）	高等学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（保健）	高等学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
中学校教諭免許課程（技術）	高等学校教諭免許課程（工業）
中学校教諭免許課程（家庭）	高等学校教諭免許課程（家庭）
中学校教諭免許課程（職業指導）	高等学校教諭免許課程（職業指導）
中学校教諭免許課程（英語）	高等学校教諭免許課程（英語）
中学校教諭免許課程（宗教）	高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（国語）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（書道）
高等学校教諭免許課程（地理歴史）	中学校教諭免許課程（社会）
高等学校教諭免許課程（公民）	中学校教諭免許課程（社会） 中学校教諭免許課程（宗教） 高等学校教諭免許課程（宗教）
高等学校教諭免許課程（数学）	中学校教諭免許課程（数学）

高等学校教諭免許課程（理科）	中学校教諭免許課程（理科）
高等学校教諭免許課程（音楽）	中学校教諭免許課程（音楽）
高等学校教諭免許課程（美術）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（工芸）
高等学校教諭免許課程（工芸）	中学校教諭免許課程（美術） 高等学校教諭免許課程（美術）
高等学校教諭免許課程（書道）	中学校教諭免許課程（国語） 高等学校教諭免許課程（国語）
高等学校教諭免許課程（保健体育）	中学校教諭免許課程（保健体育） 中学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（保健）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（看護）	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 養護教諭免許課程
高等学校教諭免許課程（家庭）	中学校教諭免許課程（家庭）
高等学校教諭免許課程（工業）	中学校教諭免許課程（技術）
高等学校教諭免許課程（職業指導）	中学校教諭免許課程（職業指導）
高等学校教諭免許課程（英語）	中学校教諭免許課程（英語）
高等学校教諭免許課程（宗教）	中学校教諭免許課程（宗教）
養護教諭免許課程	中学校教諭免許課程（保健） 中学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（保健） 高等学校教諭免許課程（保健体育） 高等学校教諭免許課程（看護）

平成 3 1 年度教職課程認定審査要領について

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日

課程認定委員会決定

教育職員免許法の改正及び教育職員免許法施行規則の改正（以下「改正規則」という。）に伴い、平成 3 0 年 4 月 1 日において免許状の所要資格を得させるための課程として認定を受けている教職課程が平成 3 1 年 4 月 1 日以降も引き続き教職課程を有するための認定（以下「再課程認定」という。）又は平成 3 1 年度から新たに教職課程を有するための認定（以下「通常の課程認定」という。）における審査要領については、以下のとおりとする。

1. 基本的な考え方（再課程認定）

既に認定を受けている課程であることを前提として審査を行うため、再課程認定に際しては申請書類の一部を省略するものとする。

2. 提出書類（再課程認定）

(1) 再課程認定申請にあたっては、既に認定を受けている学部・学科等の平成 3 0 年 4 月現在の教育課程及び教員組織と平成 3 1 年 4 月に引き続き認定を受けようとする教育課程及び教員組織の新旧対照表を提出するものとする。

(2) 平成 3 0 年 4 月において次の表の第 1 欄の事項を含む科目を担当する専任教員、兼任教員、兼任教員（以下「教員等」という。）が、平成 3 1 年度以降も次の表の第 2 欄の事項を含む科目を引き続き担当する場合には、授業計画（シラバス）の提出を省略するものとする。

第 1 欄	第 2 欄
「教科に関する科目」の各事項	「教科に関する専門的事項」の同一名称の事項 ※小学校「外国語」、中学校・高等学校「英語」を除く。
「養護に関する科目」の各事項	「養護に関する科目」の同一名称の事項
「栄養に係る教育に関する科目」の各事項	「栄養に係る教育に関する科目」の同一名称の事項
教職実践演習	教職実践演習
教科（養護、栄養に係る教育）又は教職に関する科目（専修免許状課程の科目を含む。）	大学が独自に設定する科目

(3) 平成 3 0 年 4 月において次の表の第 1 欄の事項を含む科目を担当する教員等が、平成 3 1 年度以降も次の表の第 2 欄の事項を含む科目を引き続き担当する場合には、教員等の履歴書、教育研究業績書及び教員就任承諾書の提出を省略するものとする。

第1欄	第2欄
「教科に関する科目」の各事項	「教科に関する専門的事項」の同一名称の事項 ※小学校「外国語」を除く。
「養護に関する科目」の各事項	「養護に関する科目」の同一名称の事項
「栄養に係る教育に関する科目」の各事項	「栄養に係る教育に関する科目」の同一名称の事項
各教科の指導法	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） ※小学校「外国語の指導法」を除く。
保育内容の指導法	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
教育課程の意義及び編成の方法	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
道徳の指導法	道徳の理論及び指導法
特別活動の指導法	特別活動の指導法
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
進路指導の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論及び方法
教育実習	教育実習
養護実習	養護実習
栄養教育実習	栄養教育実習
教育実習 養護実習 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	改正規則第2条第1項表備考第8号に規定する学校体験活動
教職実践演習	教職実践演習
教科（養護、栄養に係る教育）又は教職に関する科目 （専修免許状課程の科目を含む。）	大学が独自に設定する科目

(4) 特別支援学校教諭の教職課程については、再課程認定申請は不要とする。ただし、改正規則第2条第1項表備考第8号により特別支援学校教諭の教職課程に「学校体験活動」を追加する場合には、新旧対象表、科目を担当する教員等の履歴書、教育研究業績書及び教員就任承諾書、教育実習計画に関する書類及び実習校からの受入れ承諾書を提出し申請を行うものとする。

(5) 再課程認定申請にあたっては、以下の書類の提出を省略するものとする。

- ①認定を受けようとする学部・学科等の教育課程及び教員組織に関する書類
- ②学部・学科等別（研究科・専攻等別）教員組織に関する書類
- ③教育実習校からの受入れ承諾書

ただし、「教育実践に関する科目」又は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」に「学校体験活動」に関する科目を追加する場合には、実習校からの受入れ承諾書の提出を要する。

- ④認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類
- ⑤認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類
- ⑥教職課程認定審査の確認事項 1 (2) に規定する誓約書
- ⑦履修カルテ
- ⑧単位互換協定書

ただし、再課程認定申請にあたって新たに単位互換協定を締結した場合においては、単位互換協定書の提出を要する。

3. 審査方針（通常の課程認定及び再課程認定）

(1) 「各教科の指導法（保育内容の指導法）」科目において、次期学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容が含まれているか確認を行うものとする。

(2) 「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあててることを可能とする。

ただし、その場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績

※通常の審査においては10年以内の活字業績が記載対象であるが、10年以上前の活字業績についても記載を可能とする。

②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績

(3) 小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあててることを可能とする。

ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

①小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績

②中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績

なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。

4. 幼稚園教諭の教職課程について（通常の課程認定及び再課程認定）

改正規則附則第7項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」のうち国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育による場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 提出書類は小学校教諭の「教科に関する専門的事項」及び平成30年度認定までの幼稚園教諭免許状の教職課程の申請に係る「教科に関する科目」の基準を準用する。

(2) 改正規則附則第7項により認定を受けた場合は、平成34年度末に「領域に関する専門的事項」に係る事後調査を行うこととする。